

## テーマ：「宿日直許可」について

■2024（令和6）年4月1日から医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師の長時間労働の削減が求められる中でポイントの一つとなるのが、宿日直許可の取得です。労働時間管理の中で、宿日直許可は最大の関心事であるとともに、実態の把握や働き方改革を進めるための大きな課題となっています。

今月は、医療機関に求められる主な対応のポイントを厚生労働省の相談窓口へ寄せられた相談内容に基づいてお伝えします。

## ① なぜ今、宿日直許可の取得を検討する医療機関が増えているのでしょうか。

⇒ 宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となるからです。今後、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、

- ・宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと

- ・勤務と勤務の間の休息时间（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた宿日直（9時間以上連続したもの）については休息时间として取り扱えること

など、医師の長時間労働削減においては重要な要素になることが考えられ、許可の取得を検討する医療機関が増えています。

## ② 宿日直許可の許可基準について、大学病院やそれに準ずるような大きな医療機関でも宿日直許可は取得できるのでしょうか。

また、準夜帯は一定数の患者が来ることが多いので、準夜帯以外の宿直時間だけで医師の宿日直許可を申請しようと考えていますが、このような時間帯を限定した宿日直許可の申請も可能でしょうか。

⇒ 医療機関内での医師同士の役割分担やタスクシフト/シェア、宿日直許可を取る時間帯等の検討など、様々な工夫により許可を取得しているケースもあるようです。

また、時間帯だけでなく、所属診療科、業務の種類（病棟宿日直業務のみ等）を限った申請を行うことも可能です。

医療機関が労働基準監督署に宿日直許可の相談や申請をする際にあらかじめ、東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）にご相談いただくことも可能です。まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ